



会場規程

この規程（以下、「本規程」）は、プログラミング能力検定協会（以下、「協会」）が主催するプログラミング能力検定（以下、「検定」）を実施する「会場」に関して、その基本的事項を定めることにより、検定の厳正さ・公平さを保つことを目的としています。

会場責任者は協会及び受験者の代理として、会場における検定の実施に責任を負う者として、本規程に従い、厳正かつ公平に検定を実施してください。全国より任意に選出した会場を協会関係者が訪問し、実施状況などについて確認することがあります。本規程に違反した場合は、当該会場の受験者全員を失格とします。また協会が主催するすべての検定について、会場の認定を取り消すことがあります。

1 会場について

1.1 会場の定義

- ・本規程における「会場」とは協会が検定の実施に適切であると認定した場所を指す。

1.2 会場の要件

- ・「会場」として認定する要件は以下のとおりとする。
 - 1 会場責任者において管理し、検定実施に適した場所（教室・部屋）であること
 - 2 検定受験人数を収容し、同人数に応じた試験監督を手配できるなど、検定を厳正に運営できる体制が整えられていること
 - 3 COVID-19などの感染症に対して十分な対策を行い、受験者を含む検定関係者の公衆衛生上の安全を確保できること
 - 4 本規程が遵守されること
 - 5 その他、協会の指示・通知等を遵守できること
- ・会場認定の有効期限は、協会による認定日から一年間とする。会場の要件が満たされている場合さらに一年間延長とし、その後も同様とする。
- ・会場責任者は会場申請時の内容に変更がある場合、協会の指示する方法をもって速やかに変更の手続きを行わなければならない。

1.3 遵守義務

- ・会場責任者は本規程に従い、当該会場において厳正かつ公平に検定を実施しなければならない。

1.4 会場認定の取り消し

- ・協会は以下の事項に該当する場合、会場の認定を取り消すことができる。
 - 1 会場として認定する要件を満たなくなったとき
 - 2 会場責任者より認定取消しの申請があったとき
 - 3 本規程に違反する行為が認められたとき
 - 4 検定料の支払いが理由なく遅滞したとき
 - 5 会場申請の内容に虚偽があったとき
 - 6 反社会的勢力との関わりが認められたとき
 - 7 その他、会場として検定の実施を継続するうえで適切ではないと協会が判断し改善を求めた点について、これを改善する真摯な対応が行われないとき

1.5 個人情報の取り扱い

- ・会場責任者は検定に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づいて適正に管理し、協会ホームページで公開されている「個人情報取扱方針（<https://programming-ri.com/privacy>）」、「プログラミング能力検定受験規約」に従い、協会の代理として当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。会場責任者は、漏洩などの問題が生じた場合には、その一切の責任を負わなければならない。
- ・会場責任者は、検定の可否結果、成績などの個人情報についても適正に管理し、これを別途自ら利用する場合には受験者（未成年の場合には受験者及び保護者）の同意を得なければならない。

2 検定実施等について

2.1 会場責任者による申込

- ・会場責任者は協会を代理して、受験者に対して「プログラミング能力検定受験規約」を事前に説明し、受験者（未成年の場合には受験者及びその保護者）の同意を得て、協会への受験申込みを行うものとします。
- ・会場責任者は協会を代理して、検定の受験料について各受験者及び保護者より責任をもって徴収する。協会は受験料の紛失等の事

故について一切の責任を負わないものとする。

- ・会場責任者は受験の申込みにあたり、受験者に試験日時を周知させなければならない。
- ・会場責任者は申込者を代理して、各試験の申込期間において受験の申込みを受けた申込者の人数と受験レベル、氏名、学年、生年月日、住所について、受験申込期間内に協会が定める方法にて協会へ申し込むものとする。
- ・会場責任者は受験者を代理して、各試験の申込期間において受験の申込みを受けた受験者の人数と受験レベル、氏名、学年、生年月日、住所について、受験申込期間内に協会が定める方法にて協会へ申し込むものとする。受験申込期間後は、理由のいかんを問わず、受験レベルの変更及び受験料の返金はできない。
- ・会場責任者による協会への申し込みに関連して発生した問題について、協会は受験申込期間内における受験レベルの変更または受験料の返金を除き、申し込み内容の修正、返金などを含む一切の対応を行わず、また責任を負わない。
- ・会場責任者は協会が定める受験期間以外に検定を実施してはならない。所定の受験期間以外に受験した者はいかなる場合であっても失格とし、受験料は返却しない。

2.2 受験レベル

- ・会場責任者は、同一検定実施期間において同一の受験者が同一レベルを複数回受験（重複受験）することを認めることができる。ただし、重複受験を希望する場合であっても、すべての受験申込みは定められた受験申込期間内に行わなければならない。なお、会場責任者は、重複して受験の申込みを行った受験者に対し、先の受験で合格した場合等いかなる理由であっても、受験申込期間経過後の受験レベルの変更および受験料の返金はできない旨を事前に周知し、同意を得なければならない。

2.3 試験監督の手配

- ・会場責任者は1部屋につき1名以上の試験監督を配置しなければならない。
- ・会場責任者は試験監督全員に本規程、検定運営マニュアル及び「プログラミング能力検定受験規約」を熟読させ、あらかじめ検定実施の流れと要点を理解させたうえで、協会を代理して、厳正かつ公平に検定を実施する。

2.4 受験票の配布

- ・会場責任者は協会より発行される受験票を受験日に受験者へ配布する。
- ・受験票の盗難・紛失・不正使用に関連して生じた一切の損害について、協会は責任を負わないものとする。

2.5 迷惑行為・不正行為の防止

- ・会場責任者及び試験監督は以下の行為を行う受験者に対して注意喚起を行い、改善が見られなかった場合または悪質な場合、退場・失格とすること。尚、検定日後に判明した場合には協会に連絡し、対応を求めなければならない。

- 1 試験監督の指示の不遵守
- 2 他の受験者に迷惑をかける行為や検定の妨害（年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
- 3 検定中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチその他電子機器の使用
- 4 検定中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチの着信音・バイブ音等、及びその他持ち込み機器による音の発生
- 5 会場内での録音・撮影行為、また検定に関して知り得た情報全般について他者への開示
- 6 不正行為（カンニング行為、他人の代わりに受験、検定中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）

2.6 会場から協会への受験料の支払い

- ・会場責任者は協会に対して受験者から徴収した受験料を協会が定める方法により支払う。支払う受験料は会場毎に受験予定の受験者全員の受験料の合計から所定の会場運営費を差し引いた金額とする。振込手数料は会場責任者の負担とする。
- ・協会は原則、受験申込期間後は、理由のいかんを問わず、受験料の返金や申込みの取り消しを行わない。
- ・協会は受験料の払い込みが確認できない場合、成績表や合格証書の発行を行わない。

2.7 試験結果の告知

- ・会場責任者は検定終了後に協会から連絡を受けた当該会場の全受験者の成績表と可否、合格証書を受験者に適切に告知・配布する。

2.8 試験実施時のトラブル

- ・検定のシステムトラブルにより試験が中止された場合、対応方法について受験日の翌営業日以降に協会より会場責任者へ連絡する。
- ・協会は試験中に発生した会場もしくは受験者の責めに帰すべき事由によるトラブルについて、いかなる理由においても責任を負わない。

2.9 天災等の緊急時

- ・会場責任者は地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、受験者を安全な場所へ速やかに避難させた後、協会に問い合わせ、指示に従う。
- ・会場責任者は検定日当日、休校や学級閉鎖により検定の実施が困難になった場合には、それが決定した時点で協会に問い合わせ、指示に従う。

2.10 メールアドレス・パスワードの管理等

- ・会場責任者は検定実施のために、メールアドレスを申請し、発行された管理画面アカウント、動作確認用アカウント及び対策講座アカウント（以下、「アカウント等」）を使用するものとする。
- ・会場責任者は、アカウント等のメールアドレス及びパスワード（以下、「ID等」）を譲渡・貸与・名義変更・売買などをしてはな

らないものとする。

- ・会場責任者は会場の ID 等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ID 等が第三者に知られることのないように努めるものとする。
- ・会場責任者は、前項に関わらず、第三者にパスワードを知られたと判断した場合、直ちにパスワードの変更を申請する等の対策を実施しなければならない。
- ・会場責任者は、自らまたはその委託先による ID 等の不適切な使用及び管理（盗難・紛失・不正使用・他人による無断使用等）について一切の責任を負うものとし、協会に一切の迷惑を掛けてはならない。

2.11 セキュリティ対策等

- ・会場責任者及び協会は、受験者の情報を安全に保護するために必要なセキュリティ対策を実施する責任を負うものとする。
- ・協会は、会場責任者及び協会がそれぞれ実施するセキュリティ対策の内容を、協会のウェブサイトで掲載する等、会場責任者が確認可能な形式で提供する。

2.12 検定データの削除

- ・検定受験にあたり生成または保管されたデータのうち個人情報および受験データは受験者及び会場責任者の希望に応じて適宜、削除する。ただし、個人を特定されない統計データに関しては削除しない場合がある。
- ・協会は、受験者及び会場責任者の希望のもと削除されたデータに関して、一切の責任を負わない。
- ・受験者及び会場責任者の希望により削除されたデータは協会のサーバ上から復元不可能な形で完全に削除され、協会はいかなる理由があっても削除されたデータを復元しない。

2.13 会場認定の取消申請

- ・会場認定は会場責任者からの申請により、取消することができる。特に指定のない場合は、申請日から起算して 1 週間以内に会場アカウントを停止し、1 ヶ月以内に会場に関する情報を削除する。
- ・協会は会場責任者の申請により削除された会場に関する情報に関して、一切の責任を負わない。
- ・会場責任者の申請により削除された会場に関する情報は協会のサーバ上から復元不可能な形で完全に削除され、協会はいかなる理由があっても削除された会場に関する情報を復元しない。会場責任者は、再度、認定会場になることを希望する場合は、新たに会場申請をおこなうものとする。

3 一般条項

3.1 反社会的勢力の排除

- ・甲及び乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - 2 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 3 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 6 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ・甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為

- 3.2 プログラミング能力検定の関する著作権、特許権、商標権、営業秘密その他の知的財産権（以下「知的財産権」）は、全て協会または正当な権利を有する第三者に帰属する。協会は、会場責任者に対し、当該知的財産権を譲渡するものではない。会場責任者は、協会の承諾を得ることなく、プログラミング能力検定の問題や資料について複製、改変、使用等を行うことはできない。

3.3 準拠法

- ・本規程は日本法に基づき解釈されるものとする。

3.4 管轄

- ・本規程に関し生じた一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3.5 本規程の変更

- ・協会は、会場責任者の承諾を得ることなく本規程を変更することができ、その場合、会場に関する事項は変更後の本規程によるものとする。
- ・前項の変更を行う場合、会場責任者に不利益となる変更については、協会は事前に会場責任者に対し、変更後の本規程の内容を、

電子メールをはじめとする任意の手段により通知する。ただし、会場責任者の責に帰すべき事由により、当該通知が会場責任者に到達しなかった場合でも、本規程の変更は有効とする。

以上